平成２９年（フ）第１７８６号
福岡市東区千早２丁目34番２―610号
破産者　新田　隆公
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８４３号
福岡県古賀市米多比1568番地21
破産者　住友　寛明
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８６３号
福岡県古賀市中央４丁目３番11号
破産者　上田　幸子
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３８６号
鹿児島県鹿児島市下荒田２丁目５番19号　Ｋパブリック202号
破産者　黒木　美恵
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４８５号
鹿児島県日置市吹上町与倉3800番地45
破産者　村山　國造
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２６号
青森県北津軽郡板柳町大字滝井字前田83番地
破産者　成田　　寧
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第３０号
山形県鶴岡市羽黒町赤川字熊坂111番地23　ユーハイム102号
破産者　中島　　章
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２９年（フ）第１２８号
福島県郡山市希望ヶ丘20番８号　市営住宅２－５－76
破産者　宋　　起英
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第３６号
茨城県つくば市吉沼785番地２
破産者　鈴木　　浩
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１３４号
新潟県長岡市上除町西１丁目甲1875番地25
破産者　渋川　　聡
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第６２号
新潟県上越市藤巻11番18号　フォンテーヌ102号
破産者　白崎　哲也
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第１１６号
岐阜県岐阜市薮田中１丁目12番12号、開始決定時の住所岐阜県養老郡養老町鷲巣1293番地１
破産者　田中　省三
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第９３号
岐阜県大垣市木戸町215番地１
破産者　伊藤恵美子
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第８４８号
広島市東区牛田東２丁目９番53―303号
破産者　鳴石　由美
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８号
山口県長門市仙崎1435番地１
破産者　久保田由美子
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

免責許可決定

平成２９年（フ）第１２４３号
千葉市若葉区桜木北３丁目22番55号　ヒカリマンションⅡ106号
破産者　久保　卓也
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３４８号
千葉市若葉区加曽利町979番地13
破産者　澤田　輝年
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３４９号
千葉市若葉区加曽利町979番地13
破産者　澤田　民子
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６１８号
千葉市緑区おゆみ野南２丁目16番地14
破産者　大上　茂樹
1　決定年月日　平成30年２月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係